

令和7年10月27日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納入(履行)期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	久居公務員宿舎床補修業務	高茶屋第3宿舎	R8.3.31	R7.10.27	R7.11.4 17:00	R7.11.5 13:00		

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

住所 〒514-1118

三重県津市久居新町975

契約機関名(担当) 第337会計隊(坂本)

電話番号(内線) 059-255-3133(内349)

FAX 059-255-3290

# 見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

## 見積金額

(消費税及び地方税を含まない。)

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	久居公務員宿舍床補修 役務	仕様書のとおり	セツト	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
納入(履行)場所		高茶屋第3宿舍	納 期		8.3.31	
契約保証金		(免除)	見積年月日		R7.11.5 13:00	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊久居駐屯地  
第337会計隊長 藤 田 亮 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、代表者連絡先、担当者名及び連絡先を記載すること。  
代表者が担当者を兼ねる場合は「代表者に同じ」と記入してください。

代表番号	( )	担当者氏名 及び連絡先	( )
F A X 番号	( )	F A X	( )

# 市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

こちらは市場価格調査書になります。貴社の見積最低価ではなく、一般的な市場価格に送料・諸雑費等を含めた金額をご記入の上、下記期日までにFAX又はメールによりご提出をよろしくお願ひします。

※内訳書の添付をお願いします。（様式は貴社様式）

市場価格調査書提出期限：令和7年11月4日（火）

送付先（会計隊FAX番号）：059-255-3290（直通）

見積金額 ¥ (消費税及び地方税を含まない。)

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	久居公務員宿舎床補修 役務	仕様書のとおり	セット	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
納入（履行）場所		高茶屋第3宿舎	納期		8.3.31	
契約保証金		(免除)	見積年月日		R7.11.5 13:00	

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊久居駐屯地  
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

(注) 押印を省略する場合には、代表者連絡先、担当者名及び連絡先を記載すること。  
代表者が担当者を兼ねる場合は「代表者に同じ」と記入してください。

代表番号 ( ) 担当者氏名 及び連絡先 ( )

表紙含む全5枚

### 久居公務員宿舍床補修役務

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

名称	久居公務員宿舍床補修役務		
図面名称	表紙		
業務隊長	厚生科長	厚生班長	担当者
久居駐屯地業務隊厚生科厚生班			図面番号 1 / 5

陸上自衛隊仕様書

物品番号	図面番号	2 / 5
件名	承認年月日	令和 7 年 月 日
	作成年月日	令和 7 年 10 月 17 日
	変更年月日	
作成部隊等		久居駐屯地業務隊

1 工事場所：三重県津市高茶屋4丁目5-4 (高茶屋第3宿舍A棟)

2 工事期間：契約締結日～令和8年3月31日

3 工事概要

項目	細部
実施事項	・床板張り替え
撤去作業	・既存施設に損傷を与えないように十分注意をして作業を行うこと。また万一損傷を与えた場合は責任を持って復旧するものとする。 ・既存の床板等は撤去及び処分する。
使用材料	・床板は解体、処分を含む。 ・玄関・洋室・居間の床材は、乾式2重床の上天然木化粧合板で厚12mm同等品とする。 ・洗面所の床材は、乾式2重床の上耐水合板15mmで長尺塩ビシート（発泡層入り）同等品とする。 ・巾木については、木製製巾木同等品とする。 ・各使用材料は理地確認し必要数量を見積もる。
作業条件	・既存施設に損傷を与えないように十分注意をして作業を行うこと。また万一損傷を与えた場合は責任を持って復旧するものとする。 ・作業は平日の0900～1630までに行うこととするも監督官との事前調整により変更する場合はこの限りではない。 ・契約年度内における床材は同一メーカー製品を使用すること。 ・本工事が確保に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き工事後1年とする。

4 一般事項

- (1) 役務は、本仕様書、図面、公共建設工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編・建設工事編）及び関係法令等を遵守して実施すること。また、仕様書に記載された事項等については監督官との協議によるほか、技術上必要なものは請負側の責任において良心的に施工すること。
- (2) 現場の納まり等で材料等の軽微な変更は監督官と打合わせの上行うこと。また、軽微な変更に伴う金額変更は行わないものとする。
- (3) 本役務に使用する材料はすべて新品とし、材料等承認願を提出し、監督官の承認を受けたものを使用すること。グリーン購入法適合、環境対応及びエビエコマーク等環境物品の使用に努めること。
- (4) 請負者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (5) 役務に際し、関係各官公署への届出等が必要である場合については請負者の責任に於いて迅速に処理すること。

(8) 作業完了後、作業場所及び周辺の後片付け及び清掃を実施すること。また、作業中であっても適時、整理整頓すること。

(9) 役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本が必要であると考えられる場合、若しくは監督官から指示があった場合には速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。

(10) 請負者は作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4版アルバムに整理の上提出すること。

(11) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等についてはあくまで標準寸法である為実際の作業に際しては必ず現地にて採寸を行い実施すること。

(12) 役務に際し、新設又は既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置すること。

(13) 本役務の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は、特定建設資源の再資源化に係わる処分）は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は建設業務に係わる資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づいて適正に処分するものとする。なお、金属類や売却可能品については、監督官の支持する場所に集積し種別毎に整理し、発生材調書と共に部隊側に引き継ぐものとする。産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、請負業者側負担とし、処理及び運搬許可証の写し及び産業廃棄物管理票A～E票の写しを提出すること。

(14) 役務実施前には危険予知活動を実施すること。

(15) 請負者は監督官と緊密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せ簿として提出すること。

(16) 役務期間中は、施設関係者及び利用者の安全に十分注意すること。また、トラブルや作業員の体調不良等が発生した際は速やかに監督官へ報告すること。

(17) 役務中は、請負者の現場代理人又はそれに準ずる者が必ず現場に常駐すること。

(18) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

5 特記事項

- (1) 本役務で使用する材料については、出荷証明書添付すること。
- (2) 役務日程等については監督官の許可を受けた後実施すること。
- (3) ガスコックテーパー・ガスコックの再設置後は、ガス事業法に基づき試験を実施すること。
- (4) 流し台・洗面台の再設置に際して、排水管への接続はアキレスジョイントを使用すること。
- (5) フローリング新設
  - フローリングは「フローリングの農林規格」によるものとする。ホルムアルデヒド放散量等については、F☆☆☆☆のものを使用すること。
  - 張り付け工法は、乾式二重床工法の接着工法とし、細部は各メーカーが示す工法とする。
  - 接着剤は、JIS A 5536（床仕上げ用接着剤）によるエポキシ樹脂系2液型、ウレタン樹脂系又は、変成シリコーン樹脂系とする。ただし、ホルムアルデヒド放散量等については、F☆☆☆☆のものを使用すること。
- (6) 宿舍内ではマスクを着用すること。また、体温が37.5℃以上の場合は宿舍の立ち入りを禁止とする。
- (7) 本役務は、令和8年3月31日までに実施すること。

7 提出書類

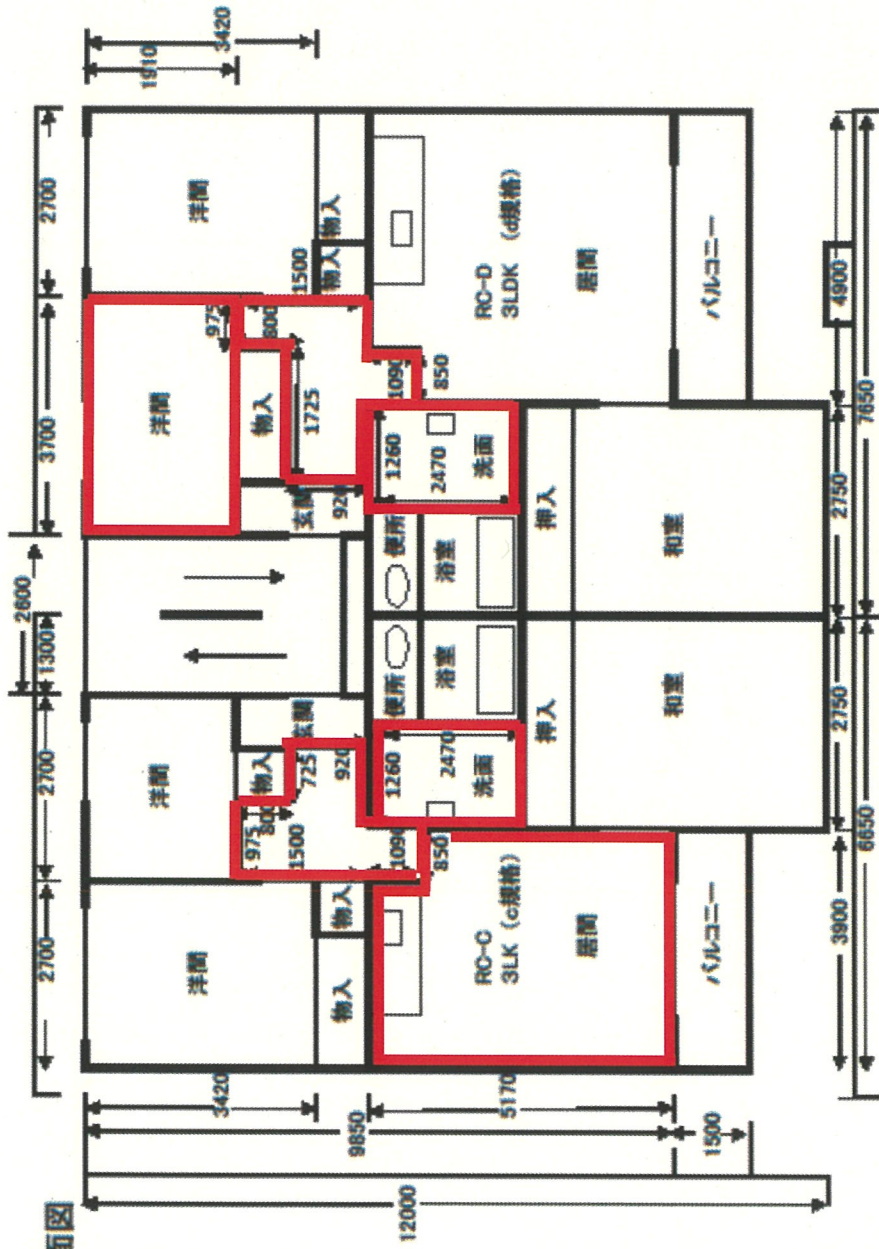
- (1) 工程表 1部 (契約後速やかに)
- (2) 現場代理人通知書 1部 ( " )
- (3) 着手届 1部 ( " )
- (4) 完了届 1部 (完了後速やかに)
- (5) 作業日誌 1部 ( " )
- (6) 作業写真 1部 (完了後速やかに)
- (7) その他指示された書類 1部 ( 必要の都度 )

8 完成検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以って作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合には手直し完了後再検査を受け、合格を以って作業完了とする。



1~5階平面図



A 505号室      A 306号室